

政府文書等における大学図書館に関する記述

科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日 閣議決定）抜粋

- 人文・社会科学の研究データの共有・利活用を促進するデータプラットフォーム について、2022年度までに我が国における人文・社会科学分野の研究データを一元的に検索できるシステム等の基盤を整備するとともに、それらの進捗等を踏まえた2023年度以降の方向性を定め、その方針に基づき人文・社会科学のデータプラットフォームの更なる強化に取り組む。また、研究データの管理・利活用機能など、図書館のデジタル転換等を通じた支援機能の強化を行うために、2022年度までに、その方向性を定める。
- 研究者の研究データ管理・利活用を促進するため、例えば、データ・キュレーター、図書館職員、URA、研究の第一線から退いたシニア人材、企業等において研究関連業務に携わってきた人材、自らの研究活動に資する場合にはポスドク等の参画や、図書館のデジタル転換等の取組について、2022年度までにその方向性を定める。

コロナ新時代に向けた今後の学術研究及び情報科学技術の振興方策について（提言） （令和2年9月30日 科学技術・学術審議会 学術分科会・情報委員会） 抜粋

- 研究により得られたデータは、整理されて学術情報となり、それらが体系付けられて知識として蓄えられる。コロナ新時代における教育研究の発展に向け、多様な研究データや蓄積された学術情報に対し、研究者が、いつでもどこからでもオンラインでアクセスでき、目的に応じて容易に利用できるシステムや仕組みの構築が必要である。
- コロナ禍により、学術情報の集積拠点である大学図書館への物理的なアクセスが制限された結果、教育研究活動に大きな影響が生じたことを踏まえ、大学図書館においては、今後、より一層、デジタル化を進めることが必要である。また、一部の大学図書館が閉鎖となった場合に近隣の図書館がバックアップする仕組みなど、図書館活動の継続性確保の方策について、著作権関係団体や出版業界とも連携し、我が国における専門書等の電子書籍化がそもそも進んでいない分野がある等の課題も含め、中長期的な視点で検討すべきである。
- 図書館等に係る権利制限規定（著作権法（昭和45年法律第48号）第31条）については、従来、デジタル化・ネットワーク化に対応できていない部分があると指摘されてきた。コロナ禍により、大学図書館をはじめ多くの図書館等が休館となった結果、インターネットを通じた図書館資料へのアクセス等についてのニーズが顕在化した。こうした状況を受け、図書館等への物理的なアクセスができない場合にも絶版等資料の円滑な閲覧等を可能とすべく、既に文化審議会著作権分科会において制度改正に向けた検討が進められている。本課題は学術情報基盤の強化の観点からも極めて重要な取組であり、多様な研究者が、感染症の流行状況や物理的な条件等にかかわらず等しく絶版等資料を閲覧できる環境が整備されるよう、早急に結論を得て、必要な措置を講ずることが求められる。
- コロナ禍を契機として、多くのプレプリント（査読前論文）がプレプリントサーバで公開されるなど、新たな研究成果発信の仕組みが活用され始めている。このような動きも含め、我が国における学術情報の集積とデジタル化及び学術情報のオンラインでの活用促進に向けたシステム整備について、オープンサイエンスを進める観点からも推進する必要がある。なお、プレプリントについては、その公開により、研究成果を迅速に共有でき、当該分野の発展への寄与が期待される一方で、査読による一定の質管理を経ていない点に懸念もある。未査読であるまま社会に流通することにより社会的な影響が生じるといったことが起きないように、学術界は学術成果公表の在り方や作法について、正しい理解を社会に求める必要がある。

- 大学図書館のデジタル化と学術情報のデジタル化は密接に関連する課題である。我が国全体で、多様な学術情報資源の共有等により、大学図書館が相互に連携したデジタル・ライブラリーとなるよう、検討・取組を進めるべきである。また、今般のコロナ禍に関連して収集された情報は、後世に引き継ぐべき貴重なものであり、そのことを関係者が十分に認識し、デジタル・アーカイブ化することが重要である。

知的財産推進計画2021（令和3年7月13日 知的財産戦略本部） 抜粋

- 図書館関係の権利制限規定の見直しに関する著作権法改正を踏まえ、詳細な運用に関する当事者間協議やガイドラインの作成など、円滑な施行に向けた準備を着実に進める。また、研究目的の権利制限規定の創設については、国内の研究者における著作物の利用実態や利用ニーズなどを更に詳細に把握するため、調査研究を実施し、その結果も踏まえ、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ、検討を進める。

（短期、中期）（文部科学省、国立国会図書館）